平成２３年（フ）第９６５号
名古屋市瑞穂区本願寺町２丁目20番地の１　ドール本願寺202号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区彌富町字月見ケ岡45番地　八事月見ケ岡シティハウスセンターガーデン305号
破産者　吉田　　茂
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５９号
名古屋市北区西味鋺５丁目527番地
破産者　安藤紳一郎
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０６５号
埼玉県川越市郭町２丁目23―12　レオパレス春106号、開始決定時の住所埼玉県川越市豊田本852番地３　レオパレスＴｏｔｏｒｏ204号
破産者　安場　英幸
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１号
大阪府貝塚市浦田48番地11、開始決定時の住所大阪府貝塚市澤1010番地８
破産者　都築　良明
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８８号
大阪市住吉区上住吉１丁目１番３―704号
破産者　三市　昌樹
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４２５号
大阪市中央区備後町１丁目２番14―803号
破産者　谷村ヨシコ（旧姓前川）
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８９号
大阪府守口市大庭町１丁目22番11号
破産者　西本　雅次
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４３号
大阪府八尾市安中町５丁目５番36号　サンシティー103号
破産者　泉　　政男
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４８号
大阪市天王寺区北山町９番３―503号
破産者　中嶋　　伸
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８４号
大阪市平野区瓜破５丁目１番11号　シャトー樹206号
破産者　潮田龍一郎
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２７号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目12番17―702号
破産者　秋田　英雄
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３４号
大阪府枚方市津田山手１丁目50番１―408号
破産者　新庄美登里
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３５号
大阪府枚方市津田山手１丁目50番１―408号
破産者　新庄建築事務所こと　新庄　幸司
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８２号
大阪府守口市東光町１丁目18番11号、前住所大阪府守口市西郷通１丁目24番11―211号
破産者　神山　毅寛
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５００７号
大阪府寝屋川市成田南町２番６号、前住所大阪府豊中市利倉西２丁目10番23号
破産者　田島　　治
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１２号
大阪市東淀川区豊里４丁目８番11号　メゾンルーシア101号
破産者　山本　博之
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４１号
大阪府守口市大庭町１丁目23番14号
破産者　中岡　秀子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６９号
大阪府東大阪市島之内１―３―10―311号、住民票上の住所大阪市東成区東今里３丁目11番24号
破産者　松尾　悦子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部